

令和3年10月31日
行 執

最高裁判所裁判官国民審査公報

群馬県選挙管理委員会



最高裁判所判事
みやまたくや



最高裁判所判事
おかまさあき



最高裁判所判事
うがかつや



最高裁判所判事
さかいたる

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五七年四月 判事補任官以後、東京地裁、函館地裁、公害等調整委員会事務局に勤務。
平成四年四月 判事任官以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

二三年一月 東京地裁判事部総括

二四年九月 法務省民事局長

二七年一〇月 東京高裁判事部総括

二八年二月 さいたま地裁所長

二九年三月 東京高裁長官

三〇年一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決

二 平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要

求に反する状態にあつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものということはできない（多数意見）。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決

タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致）裁判長。

三 令和二年一一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

四 令和三年二月二四日 大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工に対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない（多数意見 補足意見付加）。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

略歴

香川県綾歌郡（現高松市）国分寺町という段々地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国分寺中学校（軟式テニス部）を経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業。

平成六年六月 株式会社ニフコ社外監査役

一〇年九月 ハーバード大学客員研究員

一〇年四月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員

一一年一〇月 東京大学法学部助教授

一六年八月 ハーバード大学客員教授

一八年七月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

一九年八月 ジョージタウン大学客員研究員

二〇年四月 放送大学大学院主任講師兼任

二〇年七月 日本公法学会理事

二一年一月 日本公法学会会員

二三年六月 全国農業協同組合連合会経営管理委員会事業再生研究機構代表理事

二六年四月 日本弁護士連合会副会長

二七年七月 長

二八年四月 総務省不服審査会関税・知的財産分科会部会

二八年七月 関税等不服審査会関税・知的財産分科会部会

二九年七月 長

二九年九月 東京地検次席検事

二〇〇〇年七月 福島地検検事正

二〇〇一年七月 東京地検検事

二〇〇二年六月 第一東京弁護士会会長

二〇〇四年四月 日本公法学会会員

二〇〇五年七月 次長検事

二〇〇六年九月 仙台高檢検事

二〇〇七年七月 東京高檢検事

二〇〇八年九月 東京地検次席検事

二〇〇九年七月 次長検事

二〇一〇年七月 次長検事

二〇一二年六月 同年六月 同年九月

二〇一三年六月 同年六月 同年九月

二〇一四年七月 長

二〇一五年九月 内閣府独立禁止審査手続懇談会座長

二〇一六年七月 東京都情報公開・個人情報保護審査会会長

二〇一七年七月 神奈川県情報公開・個人情報保護審査会会長

二〇一八年二月 人事院交流審査会会長

二〇一八年四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長

二〇一八年七月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長

二〇一九年二月 人事院交流審査会会長

二〇一九年七月 内閣府公文書管理委員会委員長

二〇二〇年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所において関与した主要な裁判

裁判官としての心構え

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常念に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職權」行使に当たつては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的に深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終焉」とは、最高裁判所は憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終焉です。

私は最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によつては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所は、常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職權」行使に当たつては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的に深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲

令和3年10月31日
行 執

最高裁判所裁判官国民審査公報

群馬県選挙管理委員会

略歴



最高裁判所判事
はやし みち はる
昭和三二年八月三一日生

略歴



最高裁判所判事
おか むら かず み
昭和三一年一二月二三日生

略歴



最高裁判所判事
み うら まもる
昭和三一年一〇月二三日生

略歴



最高裁判所判事
くさ の こう いち
昭和三〇年三月二二日生

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。
- 令和二年一月一八日 大法廷判決 令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区间における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四一条一項等に違反するに至つていたことはできない（多数意見）。
- 令和二年一月二十五日 大法廷判決 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
- 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定 （いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定 法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

10月31日(日)

衆議院議員総選挙 投票日

(最高裁判所裁判官国民審査)

～有権者の皆さんへ～

◎投票時間は、午前7時からです。

終了时刻は市町村により異なりますので、投票所入場券などによりお確かめください。

◎期日前投票・不在者投票 **10月30日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで**
投票日当日に投票ができない方は、期日前投票又は不在者投票をしましょう。

(支所・出張所などでは期間や日時が異なる場合があります。詳しくは市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

※ 新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養をされている有権者は、
特例郵便等投票が利用できます。投票用紙の請求期限は10月27日(水)です。
詳しくは、市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎投票用紙をよく確かめて投票してください。

- ・衆議院議員総選挙（小選挙区）…候補者の氏名を記載（あさぎ色の投票用紙）
- ・衆議院議員総選挙（比例代表）…政党名を記載（ピンク色の投票用紙）
- ・最高裁判所裁判官国民審査 …罷免したい裁判官に×を記載（うぐいす色の投票用紙）
(罷免しない・辞めさせなくてよい裁判官には何も記載しない)

◎各投票所では感染症対策を徹底します。

- ・係員はマスクを着用します。
- ・投票所に手指消毒用のアルコール消毒液を備え置きます。
- ・投票所は定期的に換気します。
- ・投票記載台や筆記具は定期的に消毒を行います。
- ・ご持参いただいた鉛筆・シャープペンシル等で投票することも可能です。



◎新型コロナウイルス感染症対策に関する有権者の皆さんへのお願い

- ・マスクを着用して、投票所にお越しください。
- ・投票所出入口や投票所内では、周りの人との間隔を空けるようにしてください。
- ・ご帰宅後は、うがい、手洗いを行ってください。